

株 式 取 扱 規 則

株式会社ローソン

平成21年1月5日施行

株 式 取 扱 規 則

第 1 章 総 則

(目 的)

- 第 1 条 当社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに株主が振替口座を開設している証券会社及び信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）の定めるところによるほか、定款の規定に基づきこの規則の定めるところによる。
- ② 当社及び当社が指定した特別口座管理機関との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、権利行使に際しての手續等は、当該特別口座管理機関の定めるところによるほか、この規則の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

- 第 2 条 当社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は次のとおりとする。
- 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社
- 同事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求又は届出等)

- 第 3 条 この規則による請求又は届出は、当社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第23条第 1 項に規定する場合はこの限りでない。
- ② 前項の請求又は届出について、代理人によって行うときは代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
- ③ 当社は、第 1 項の請求又は届出が証券会社等及び機構若しくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取り扱うことができる。
- ④ 当社は、第 1 項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができる。
- ⑤ 当社は、前項に規定する資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第 1 項の請求又は届出を受理しないことができる。

第2章 株主名簿への記録等

(株主名簿への記録)

第4条 当社は、機構より受領する総株主通知に基づき、株主名簿への記録を行う。

- ② 当社は、株主名簿に記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記録を変更する。
- ③ 前2項のほか、新株式の発行その他法令に定める場合には、株主名簿への記録又は変更を行う。
- ④ 当社の株主名簿は、機構が指定する文字及び記号により記録するものとする。

(新株予約権原簿への記載又は記録等)

第5条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- ② 前項に規定するほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

(株主等の氏名又は名称及び住所等の届出)

第6条 株主等は、氏名又は名称及び住所等を当社に届け出るものとする。

- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合はこの限りでない。

(外国居住株主等の届出)

第7条 外国に居住する株主等は、前条の手続のほか、日本国内に常任代理人を選任するか又は日本国内において通知を受ける場所を定めて届け出るものとする。

- ② 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
- ③ 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合はこの限りでない。

(法人の代表者の届出)

第8条 法人である株主等は、その代表者1名の氏名及び役職名を届け出るものとする。

- ② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合はこの限りでない。

(共有株主の代表者の届出)

第9条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めて共有代表者の氏名又は名称及び住所を届け出るものとする。

② 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第10条 株主の親権者又は後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を届け出るものとする。

② 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第11条 第6条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、若しくは証券会社等を経由して行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合はこの限りでない。

② 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第12条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については第6条から前条までの規定を準用する。ただし、第5条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第13条 単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を経由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第14条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が第2条に規定する株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の株式会社東京証券取引所が開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- ② 前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第15条 当社は、前条により算出された買取価格から第25条に規定する手数料を差し引いた額（以下「買取代金」という。）を、当社が別途定めた場合除き、前条の買取価格が決定した日の翌営業日から起算して4営業日目に買取請求者に支払うものとする。

- ② 買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込み又はゆうちょ銀行現金払いによる買取代金の支払いを請求することができる。

(買取株式の移転)

第16条 買取請求を受けた单元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い又は支払手続を完了した日に当社の口座に振替えられるものとする。

第5章 单元未満株式の買増し

(買増請求の方法)

第17条 单元未満株式を有する株主が、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

(自己株式の残高を超える買増請求)

第18条 同一日になされた買増請求の合計株式数が、買増請求のために保有する自己株式数を超えるときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

(買増請求の効力発生日)

第19条 買増請求の効力は、買増請求が株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

(買増請求の受付停止)

第20条 当社は、毎年次の各号に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

- (1) 2月末日
- (2) 8月31日
- (3) その他機構が定める株主確定日等

- ② 前項のほか、当社又は機構が必要と認めるときは、買増請求の受付を停止することができる。

(買増価格の決定)

第21条 単元未満株式の買増単価は、第19条に規定する効力発生日の株式会社東京証券取引所が開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

② 前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

(買増株式の移転)

第22条 買増請求を受けた単元未満株式は、前条第2項に規定する買増価格と第25条第1項に規定する手数料の合計額（以下「買増代金」という。）が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれた後、当会社が買増代金の受領を確認した日に買増請求者の口座に対して振替の申請を行うものとする。

第6章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

第23条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に規定する少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、記名押印した書面により、証券会社等が交付した個別株主通知（振替法第154条第3項に規定する通知をいう。）にかかる受付票を添付して行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

② 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。

(株主提案議案の株主総会参考書類)

第24条 前条第1項に規定するところにより株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるときは、当会社は株主総会参考書類にその概要を記載することができる。

(1) 提案の理由

各議案ごとに400字

(2) 取締役、監査役及び会計監査人の選任に関する事項

各候補者ごとに400字

第7章 手数料

(手数料)

第25条 当会社の株式取扱いに関する手数料は、次のとおりとする。

第13条の請求に基づき単元未満株式を当社が買い取る場合及び第17条の請求に基づき単元未満株式を当社が売り渡す場合

請求1件につき、1,500円に消費税等を加えた額

ただし、第14条第2項に規定する買取価格が手数料を下回る場合には、手数料はその買取価格と同額とする。

- ② 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

附 則

1. この規則の変更は、取締役会の決議による。

以 上